## 「やまとエコアクション2 I」登録手続き

「やまとエコアクション2I」への登録手続きについて，次のとおり定めます。

1．参加手続き
参加を希望する事業所は，次に掲げる（1）及び（2）の書類を事務局に提出し，内容の審査 を受けてください。なお，提出は，直接持参，郵送のどちらでも構いません。
（I）やまとエコアクション21参加届出書
市のホームページから様式をダウンロードし，必要事項を記入します。なお，提出にあたって，社印，代表社印等の押印は必要ありません。
（2）環境行動計画書
次に揭げる（1）～4）の項目が記載されていれば様式は問いません。（別添の記載例を参考に作成してください。）
【記載項目】
（1）事業者活動の概要
I）事業者名及び代表者職氏名
2）所在地
3）環境保全関連の責任者，担当者及び連絡先
4）事業の内容
5）事業の規模
（2）環境への負荷の現状（直近3か年の実績値）
自動車の使用に伴うガソリンや軽油の使用，施設稼働に伴う燃料の使用のほか電気，紙，水の使用，廃棄物の排出など，環境に負荷を与える項目について，業所の業務内容や特性を考慮して管理する項目を選定し，それぞれの項目につ いて直近3か年度の実績値を記載します。

項目により，I）二酸化炭素排出量に換算して管理するものと，2）実際の使用量により管理するものがありますのでご注意ください。
1）二酸化炭素排出量に換算して管理する項目（燃料，電気及びガソリン等）市のホームページからダウンロードできる「二酸化炭素排出量換算表」 を使い，それぞれの二酸化炭素排出量を算出してください。 なお，二酸化炭素排出量の実績については，直近 I か年度分の算出表を環境行動計画書に添付してください。（算出表の様式は特に問いません）

2）実際の使用量等により管理する項目（紙，水の使用量，廃棄物の排出量）紙及び水の使用並びに廃棄物の排出については，実際の使用量や排出量 を記載します。

③ 環境への負荷の低減の目標
②で選定した項目について，いつまでにどのくらい低減させるか目標を決めて記載します。
※二酸化炭素排出量低減の目標値の目安は，エネルギーの使用の合理化等に関 する法律（いわゆる省エネ法）に基づき，「今後3年間で年平均1 \％以上の削減」としますが，これにかかわらず，事業所ごとの実情に合わせて，事業者 が自主的に目標値を設定して構いません。
（4）具体的な取組内容
③で決定した目標に向けて，どのような取組みをするか，取組内容を具体的に記載します。

2．登録証の交付
審査の結果，参加届出書等の内容が適切と認められた事業所に対して参加事業所登録を行い，併せて参加事業所登録証及びステッカーを交付します。

3．継続手続き
登録期間終了後，引き続き登録を希望する事業者は，登録期間が終了する前に「やまと エコアクション21参加届出書」及び「環境行動計画書」を事務局に提出して審査を受け てください。

4．その他
（1）「やまとエコアクション21参加届出書」及び「環境行動計画書」につきましては，別添の記載例を参考にして作成してください。
（2）「やまとエコアクション 2 I」に関する相談や不明点がある場合は，事務局までお問い合わせください。

## 【やまとエコアクション2 I事務局】

大和市役所 環境施設農政部 環境総務課 地球環境係
住所：〒242－8601 大和市下鶴間一丁目1番1号
TEL ：046－260－5493
FAX ：046－260－6281
メールアドレス ：ems＠city．yamato．Ig．jp

